

18. 9. 25

第 09 号

大正十三年七月三十日附ヲ以テ工場日給社員及職工ヨリ提出
シタル要求各條ニ對シ會社ト右日給社員及職工ノ代表者ト
兼テ
大正十三年九月二十日

日本電氣株式會社代表

工場日給社員代表

工場職工代表

左記

第一條 現互支給スル本給ニ臨時手當及米價補給金ヲ
組入レ之ヲ日給トスルコト但シ其實施ハ大正十四年一月一日ヨリトス
臨時手當及米價補給金ハ適宜請員工賃ノ増加ニヨリ
按配入ルキモノナルニテ之ヲ調査ニハ相當期間ヲ要スルヲ以テ
日給改正以後請員賃金改正迄請員作業者ニ對シ
之ニ補給スル請員加給ヲ支給ス
作業者ニ對シテ從來支給シ來レル定額日給ニ附加
セル步増ノ割合ハ日給改正ト同時ニ從來ノ步増金額ヲ
減算セラルルニ依テ其率ヲ引下クルコト

第二條 現互支給セラル、本給ニ米價補給金及戰
時手當金(九割)ヲ加算シ之ヲ日給トシテ支給スルコト

第三條 震災ノ爲メ昇給ノ邊レン者ニ對シテハ大正十三年
十二月一日ニ於テ日給ト昇給ノ率ニ劣ラサル率ヲ以テ日給

給セシムルコト

参照

第三條前項要求ノ日給額ニ其ノ三割ヲ加算シ之ヲ日給トシテ
支給スルコト